

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 日本デコラックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木 村 重 夫
(コード番号 7950 名証第2部)
問合せ先 経 理 部 長 石 川 正 直
(TEL (0587) 93-2411)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

改正会社法による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、執行に対する取締役会の監督機能強化、および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明化と効率性向上を目的とし、「監査等委員会設置会社」に移行し、更なるガバナンスの強化を図るものです。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役会や取締役会に係る規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定時株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 2 5 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 2 6 条</u> (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる契約を締結することができる。</p> <p><u>第 2 7 条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 5 章</u> 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第 2 8 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第 2 9 条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 3 0 条</u> 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査等委員会の招集及び議長)</p> <p><u>第 2 5 条</u> 当社の監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</p> <p>(2) 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 2 6 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定への取締役への委任)</p> <p><u>第 2 7 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務遂行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 2 8 条</u> (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査等委員である取締役及び社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる契約を締結することができる。</p> <p><u>第 2 9 条</u> (現行通り)</p> <p>(監査等委員会規約)</p> <p><u>第 3 0 条</u> 当社の監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規約による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第32条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規約)</u> <u>第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において、定める監査役会規約による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第36～39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 計算</p> <p>第31～34条 (現行通り)</p> <p>附則 当社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>